

○岐阜県建築設備設計事務所登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県会計規則第126条第1項第七号(五)の「知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認めたこと」に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(登録)

第2条 知事が認めたこととは、県が建築設備設計を業務としている者(以下「事務所」という。)について、県に備える建築設備設計事務所登録簿(以下「登録簿」という。)に登録したことをいう。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 第1項の登録の有効期間満了後、引き続き営業を継続する者は、登録の更新をすることができる。

(登録の要件)

第3条 登録の対象となる事務所は、次のいずれかに該当する技術上の管理をつかさどる専任の者(以下「技術管理者」という。)を置かなければならない。

一 建築設備資格者登録規程(昭和60年建設省告示第1527号)第2条の規定

に基づき登録を受けた者

二 建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の3第4項に規定する設備設計一級建築士

三 別紙に示す実務経験を有する者

(登録の申請)

第4条 登録を申請する者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書(別記様式第1号)を知事に提出するものとする。

一 事務所の名称及び所在地

二 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

三 前条に該当する者の氏名

2 登録申請者は、登録申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第3条第1項第三号に規定する者の身元証明書

二 事務所が行った業務の概要を記載した書類（別記様式第2号）

三 事務所に属する建築設備に関する資格を有する者の氏名及びその資格の内容を記した書類
（別記様式第3号）

四 登録申請者（法人である場合には、その代表者をいう。以下同じ。）及び技術管理者の略歴を記した書類（登録申請者が技術管理者と兼ねているときは、登録申請者の略歴を記載した書類とする。）（別記様式第4号）

五 技術管理者が、第3条の要件に適合することを証する書類。なお、第3条第1項第三号に該当する場合、実務経験証明書（別記様式第5号）

六 第6条第1項各号に関する登録申請者の誓約書（別記様式第6号）

七 登録申請者が法人である場合には、定款

（登録の実施）

第5条 知事は、前条の規定による登録の申請があった場合は、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、前条各号に掲げる事項及び登録年月日、登録番号を登録簿に登録するものとする。

2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知するものとする。

（登録の拒否）

第6条 知事は、登録申請書者が次の各号の一（登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第三号から第六号までの一）に該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否することができる。

一 精神の機能の障害により建築設備設計の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、又は破産者で復権を得ない者

二 第9条第1項第四号又は第七号の規定により登録を抹消され、その抹消の日から起算して2年を経過しない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当

するもの

五 法人でその役員のうち第一号から第三号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者については、その者が第9条第1項の規定により登録を抹消される以前から当該法人の役員であった者を除く。）のあるもの

六 個人でその支配人のうち第一号から第三号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者については、その者が第9条第1項の規定により登録を抹消される以前から当該個人の支配人であった者を除く。）のあるもの

七 第3条の要件を欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否した場合には、遅滞なく、その理由を記載した文書をもって、その旨を当該登録申請者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第7条 第5条の規定により事務所について登録を受けた者（以下「事務所の開設者」という。）は、第4条に掲げる事項について変更があったときは、2週間以内に、岐阜県建築設備設計事務所登録事項変更届（別記様式第7号）を知事に提出するものとする。

2 第5条第1項及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出があった場合に準用するものとする。

（廃業等の届出）

第8条 事務所の開設者が次の各号の一に該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、岐阜県建築設備設計事務所廃業等届（別記様式第8号）を知事に提出するものとする。

一 事務所の開設者がその登録を受けた事務所に係る業務を廃止したときは、事務所の開設者であった者

二 事務所の開設者が死亡したときは、その相続人

三 事務所の開設者が破産したときは、その破産管財人

四 法人が合併により解散したときは、その役員であった者

五 法人が破産又は合併以外の事由により解散したときは、その精算人

（登録の抹消）

第9条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、当該事務所に係る登録を抹消するものとする

る。

一 前条の規定による届出があったとき。

二 前条各号の一に該当する事実が判明したとき。(前号の規定による届出がない場合を含む。)

三 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかったとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて第5条第1項の規定による登録を受けたとき。

五 第3条に規定する要件を欠くことが判明したとき。

六 第6条第1項第一号又は第三号から第六号に該当するとき。

七 事務所の開設者(法人である場合においては当該法人若しくはその役員、個人である場合においては当該個人若しくはその支配人)がその業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(登録簿の閲覧)

第10条 知事は、登録簿を閲覧に供することができる。

(知識及び技能の維持向上)

第11条 技術管理者は、設備設計並びに設備工事監理に必要な知識及び技能の修得又は維持向上に努めなければならない。

2 知事は、技術管理者が設備設計並びに設備工事監理に必要な知識及び技能の修得又は維持向上を図るための措置を講ずるように努めなければならない。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、岐阜県建築設備設計事務所の登録に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年 9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

(別紙)技術管理者に求める実務経験

条件		学 歴、 資 格 等		建築設備に関する 実務経験年数	
区分		最 終 卒 業 学 校 又 は 資 格	課 程		
学 歴 + 実 務	(一)	大学(新制大学、旧制大学)	正規の建築、機械、電気又はこれらと同等と認められる類似の課程	卒業後 2 年以上	
	(二)	短期大学※、高等専門学校、旧専門学校	〃	〃 4 年以上	
	(三)	高等学校、旧中等学校	〃	〃 6 年以上	
	(四)	イ	専修学校(専門課程) (修業年限が4年以上、かつ、120単位以上を修了した者に限る。)	〃	〃 2 年以上
		ロ	イに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程) (修業年限が2年以上、かつ、60単位以上を修了した者に限る。)	〃	〃 4 年以上
		ハ	イ・ロに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程)	〃	〃 6 年以上
	(五)	イ	職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校 (総合課程、応用課程又は長期課程)	〃	〃 2 年以上
		ロ	職業訓練大学校 (長期指導員訓練課程又は長期課程)		
	(六)	イ	職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校 (特定専門課程又は専門課程)	〃	〃 4 年以上
		ロ	職業訓練短期大学校(特別高等訓練課程、専門訓練課程又は専門課程)		
(七)	イ	高等学校を卒業した後、職業能力開発校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校(普通課程)	〃	修了後 6 年以上	
	ロ	高等学校を卒業した後、職業訓練施設 (職業訓練短期大学校を除く)(高等訓練課程、普通訓練課程又は普通課程)			
資 格 + 実 務	(八)	イ	一級建築士	2 年以上 (資格取得の前後を問わず、通算の実務経験年数)	
		ロ	一級電気工事施工管理技士		
		ハ	一級管工事施工管理技士		
		ニ	空気調和・衛生工学会設備士		
		ホ	第1種、第2種又は第3種電気主任技術者		
実 務 の み	(九)	建築設備に関する実務の経験のみの者		9 年以上	
-	(十)	区分(一)から(九)までと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者			

※専門職大学における前期課程の修了者は、短期大学の卒業者と同等とする。

(1) 資格に関する学校の課程について

ア. 認められている課程

- ・建築(学)(工学)科、建築設備(学)(工学)科、設備工業科、設備システム科、建築設計科、建築設備設計科、建設(学)(工学)科[建築(学)コースに限る]、
- ・機械(学)(工学)科、生産機械工学科、精密機械工学科、応用機械工学科、動力機械工学科、機械システム工学科、機械(・)電気工学科、
- ・電気(学)(工学)科、電子(学)(工学)科、電気(・)電子工学科、電気システム工学科、電子システム工学科、電気電子システム工学科、電気(・)機械工学科、電子(・)機械工学科、電気通信工学科、電子通信工学科、通信工学科(「建築第2学科」等の第2学科を含む)

イ. 個々に認める課程

上記ア.の認められている課程と1文字でも違う課程については、申込者ごとに提出された成績証明書又は単位取得証明書により、一定の科目を履修していることが確認できたものが認められます。[建築都市学科、環境システム工学科、電気電子情報工学科等の課程についても、成績証明書又は単位取得証明書の提出が必要になります。]

(2) 建築設備に関する実務経験について

ア 実務経験として認められるもの

- ・設計事務所、設備工事会社、建設会社、維持管理会社等での建築設備の設計・工事監理(その補助を含む)、施工管理、積算、維持管理(保全、改修を伴うものに限る)の業務
- ・官公庁での建築設備の行政、営繕業務
- ・大学、工業高校等での建築設備の教育・研究
- ・大学院、研究所等での建築設備の研究(研究テーマの明示を必要とします)
- ・設備機器製造会社等での建築設備システムの設計業務

イ 実務経験として認められないもの

- ・建築物の設計・工事監理、施工管理等を行っていたが、このうち建築設備に関する業務に直接携わっていなかった場合
- ・単なる作業員としての建築設備に関する業務(設計図書のトレース、計器類の監視・記録、機器類の運転、その他工事施工における単純労働等)

岐阜県建築設備設計事務所登録申請書

岐阜県建築設備設計事務所登録要綱第4条の規定により、岐阜県建築設備設計事務所の登録を申請します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">登録申請者氏名</div> 岐阜県知事 古田 肇 様				
建築設備設計事務所	ふりがな			
	名称			
	所在地	〒 _____ 電話 _____		
登録申請書	個人であるとき	ふりがな		
		氏名		
	住所	〒 _____		
	法人であるとき	ふりがな		
名称				
事務所所在地		〒 _____		
	役員の氏名及び役職名			
技術管理者	ふりがな			
	氏名			
	<input type="checkbox"/> 第3条の一に該当する者（建築設備士） <input type="checkbox"/> 第3条の二に該当する者（設備設計一級建築士） <input type="checkbox"/> 第3条の三に該当する者（実務経験者）	登録番号	第 _____ 号	
現登録年月日 及び登録番号	年 月 日 登録第 _____ 号	※ 受 付 欄		
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	※ 登録年月日 及び登録番号 ※ 年 月 日 登録第 _____ 号			

記載要領

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

建 築 設 備 設 計 業 務 概 要 書

注文者	建築物所在地	建築物の名称	用途	構造	規模	業務内容	元請又は 下請の別	期間
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日
								自 年 月 日 至 年 月 日

記載要領

1 最近のものから順次記入してください。（記入例は下記による。）

岐阜県	〇〇郡〇〇町	岐阜県立〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	特別養護 老人施設	鉄筋コンクリート造 〇〇階建て	延べ面積 00,000,000㎡	設計「電気 空調・衛生」	元 請	自 〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇年〇〇月〇〇日
-----	--------	-----------------	--------------	--------------------	---------------------	-----------------	-----	----------------------------

2 「注文者」の欄は、直接仕事を請け負った事務所等を記入してください。

3 「業務内容」の欄は、「設計」、「工事監理」、「設計及び工事監理」等及び担当区分（「電気」、「空調」、「衛生」等）を記載してください。

技術管理者実務経験証明書

岐阜県建築設備設計事務所登録要綱第3条第1項第三号の規定による実務経験を、下記のとおり有することを証明します。

この実務経験証明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

岐阜県知事 古田 肇 様

年 月 日

技術管理者氏名

フリガナ			旧姓	生年月日	現住所		
姓名	(姓)	(名)		年 月 日	〒		
学歴+実務の場合の学校名		同左学部・学科・科名等		コース・専攻名	卒業年月		
資格+実務の場合の資格名		取得・合格・交付年月日		資格番号	備考		
番号	勤務先	在職期間		地位 職名	この期間における実務全体の内容及び建築設備の実務の内容 <(B)在職期間に対する建築設備の実務の占める割合を(%)に記入>	実務期間	
	所在地(番地まで)	年・月～年・月	期間(A)			(A)×(B)	年
1		年 月	年			年	ヶ月
		～	年				
		年 月	か月		(%)		
2		年 月	年			年	ヶ月
		～	年				
		年 月	か月		(%)		
3		年 月	年			年	ヶ月
		～	年				
		年 月	か月		(%)		
4		年 月	年			年	ヶ月
		～	年				
		年 月	か月		(%)		
5		年 月	年			年	ヶ月
		～	年				
		年 月	か月		(%)		
6		年 月	年			年	ヶ月
		～	年				
		年 月	か月		(%)		
7		年 月	年			年	ヶ月
		～	年				
		年 月	か月		(%)		
実務期間の合計					年 ヶ月		

誓 約 書

登録申請者並びに登録申請者の役員、支配人及び法定代理人が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

登録申請者氏名

岐阜県知事 古 田 肇 様

記

- 1 精神の機能の障害により建築設備設計の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、又は破産者で復権を得ない者
- 2 岐阜県建築設備設計事務所登録要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項第四号又は第七号の規定により登録を抹消され、その抹消の日から起算して2年を経過しない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記1から3までのいずれかに該当するもの
- 5 法人でその役員のうち上記1から3までのいずれかに該当する者（上記2に該当する者については、その者が要綱第9条第1項の規定により登録を抹消される以前から当該法人の役員であった者を除く。）のあるもの
- 6 個人でその支配人のうち上記1から3までのいずれかに該当する者（上記2に該当する者については、その者が要綱第9条第1項の規定により登録を抹消される以前から当該個人の支配人であった者を除く。）のあるもの
- 7 技術管理者を欠く者

岐阜県建築設備設計事務所登録事項変更届

岐阜県建築設備設計事務所の登録事項を変更しましたので届け出ます。

年 月 日

建築設備設計事務所名

開設者住所

氏名または名称

電話番号

岐 阜 県 知 事 様

登録年月日及び 登録番号		年 月 日	登録第	号
区 分	変 更 前		変 更 後	変更年月日
建築設備設計事務所	ふりがな 名称			
	所在地	〒	〒	・ ・
代表者	氏名 (法人名称)			・ ・
	住所 (事務所所在地)	TEL ()	TEL ()	・ ・
	役員の名称 及び役名			・ ・
技術管理者	ふりがな 氏名			
		<input type="checkbox"/> 第3条の一に該当する者 (建築設備士) <input type="checkbox"/> 第3条の二に該当する者 (建築設備一級建築士) <input type="checkbox"/> 第3条の三に該当する者 (実務経験者)	<input type="checkbox"/> 第3条の一に該当する者 (建築設備士) <input type="checkbox"/> 第3条の二に該当する者 (建 築設備一級建築士) <input type="checkbox"/> 第3条の三に該当する者 (実務経験者)	・ ・
所属技術者	/		別紙様式第3号（第4条関係）を 添付すること。	・ ・
※		※ 県 受 付	※ 処理欄	

注記 建築設備設計事務所の開設が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記入すること。

※欄は記入しないで下さい

建築設備設計事務所廃業等届 正

下記の 建築設備設計事務所は廃業等しましたので、岐阜県建築設備設計事務所登録要綱第8条の規定により届け出ます。

年 月 日 住 所 _____

届 出 者 氏名又は名称 _____

岐 阜 県 知 事 様 電 話 番 号 () _____

登録年月日及び登録番号		年 月 日		登録 第 号	
建築設備設計事務所	ふりがな				
	名 称				
	所 在 地	〒 _____			
届出事由の生じた日		年 月 日			
廃止等の理由	1 業務の廃止 (その理由 _____)	開設者と届出者 との関係	1 本人		
	2 死亡		2 相続人		
廃止等の理由	3 破産手続開始の決定	開設者と届出者 との関係	3 破産管財人		
	4 合併による法人の解散		4 元代表役員		
廃止等の理由	5 3又は4以外の事由による 法人の解散 (事由 _____)	開設者と届出者 との関係	5 清算人		
	※		※ 県 受 付	※ 処理欄	

※欄は記入しないでください。

建築設備設計事務所廃業等届 副

下記の 建築設備設計事務所は廃業等しましたので、岐阜県建築設備設計事務所登録要綱第8条の規定により届け出ます。

年 月 日 住 所 _____

届 出 者 氏名又は名称 _____

岐 阜 県 知 事 様 電 話 番 号 (_____) _____

登録年月日及び登録番号		年 月 日	登録第 号	
建築設備設計事務所	ふりがな			
	名 称			
	所 在 地	〒 _____		
届出事由の生じた日		年 月 日		
廃止等の理由	1 業務の廃止 (その理由 _____)	開設者と届出者 との関係	1 本人	
	2 死亡		2 相続人	
廃止等の理由	3 破産手続開始の決定	開設者と届出者 との関係	3 破産管財人	
	4 合併による法人の解散		4 元代表役員	
	5 3又は4以外の事由による 法人の解散 (事由 _____)		5 清算人	
※ 本書のとおり登録を抹消したので通知します。 年 月 日 岐阜県知事				

※欄は記入しないでください。